

第六五回

参第一〇号

小規模企業助成法（案）

（目的）

第一条 この法律は、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）に基づき、小規模企業者に対する資金の確保、適正な指導等の措置を講ずることにより、小規模企業の経営の改善発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。

（経営改善資金の貸付けの事業を行なう都道府県に対する国の助成）

第三条 国は、小規模企業の経営の改善発達に資するため、都道府県が小規模企業者に対し次の各号に掲げる資金（以下「経営改善資金」という。）を貸し付ける事業を行なうときは、その都道府県に対し、予算の範囲内において、その事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができる。

- 一 企業の規模を適正化するために必要であると認められる設備（中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項第一号の設備を除く。）の設置に充てられる資金
- 二 需給構造等の変化に即応して行なう事業の転換に必要と認められる資金

（貸付金の限度）

第四条 都道府県が一の借主に対して貸し付けることができる経営改善資金の金額は、一の設備その他の貸付けの対象につき、都道府県が必要と認めた金額の二分の一以内とする。

（利率及び償還期間）

第五条 都道府県が貸し付ける経営改善資金は、無利子とし、その償還期間は、五年をこえない範囲内で政令で定める期間とする。

（担保又は保証人）

第六条 都道府県は、経営改善資金の貸付けについては、借主に対し、担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならない。

- 2 前項の保証人は、借主と連帯して債務を負担するものとする。

（期限前償還）

第七条 都道府県は、経営改善資金の貸付けをした場合において、借主が次の各号の一に該当するときは、支払期日前に、その借主に対し、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- 一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 貸付金の償還を怠つたとき。

三 その他正当な理由がないのに貸付けの条件に違反したとき。

(償還の免除)

第八条 都道府県は、災害その他借主の責めに帰することができない理由により、借主が第三条第一号の資金の貸付けを受けて設置した設備が滅失した場合又は借主が同条第二号の資金の貸付けを受けて行なつた転換に係る事業の継続が困難となつた場合において、やむを得ないと認めるときは、通商産業大臣の承認を受けて、経営改善資金の全部又は一部の償還を免除することができる。

(違約金)

第九条 都道府県は、借主が支払期日までに貸付金を償還せず、又は第七条第二号に該当することを理由として同条の規定による請求を受けた金額を支払わなかつたときは、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じその延滞した額につき年九・一三パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができる。

2 都道府県は、借主が第七条第一号又は第三号に該当することを理由として同条の規定による請求をするときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から支払の日までの日数に応じ貸付金の金額につき年九・一三パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことをあわせて請求することができる。

(県の特別会計)

第十条 都道府県は、特別会計を設置して経営改善資金の貸付けの事業の經理を行なわなければならない。

2 前項の特別会計(以下「県の特別会計」という。)においては、都道府県の一般会計(以下「県の一般会計」という。)からの繰入金、第三条の規定による国からの補助金(以下「国からの補助金」という。)、償還金(第七条の規定による請求に係る償還金を含む。)、前条の違約金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金及び第十三条の規定による納付金その他の諸費をもつてその歳出とする。

(国からの補助金の額)

第十一条 一の都道府県に対する国からの補助金の額は、当該都道府県が経営改善資金の貸付けの事業の貸付け財源に充てるため県の一般会計から県の特別会計に繰り入れる金額と同額以内とする。

(事業計画)

第十二条 都道府県は、国からの補助金の交付を受けた後は、毎年度、通商産業大臣があらかじめ定める基準に従つて経営改善資金の貸付けの事業に関する事業計画を作成しなければならない。

2 都道府県は、前項の事業計画によらなければ経営改善資金の貸付けの事業を行なつてはならない。

(貸付けの事業を廃止した場合の措置)

第十三条 都道府県は、経営改善資金の貸付けの事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、当該事業に係る貸付金の未貸付額及びその後において支払を受ける当該事業に係る貸付金の償還額の合計額に、国からの補助金の額及びその都道府県が当該事業に係る貸付金の財源に充てるため県の一般会計から県の特別会計に繰り入れた金額の合計額に対する国からの補助金の額の割合を乗じて得た額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

2 前項の規定は、都道府県が、経営改善資金の貸付けの事業を廃止する前に、国からの補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付することを妨げるものではない。

(経営改善の指導等)

第十四条 都道府県は、借主に対し、その経営の改善発達を図るために必要な指導を行ない、又は必要な資料若しくは報告の徴収をすることができる。

(事業協同組合等の施設に対する助成)

第十五条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会が行なう次の各号に掲げる事業に要する経費について補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において当該補助に要する経費の一部を補助することができる。

一 小規模企業者である組合員の事業に関する経営又は技術の改善発達を図るための教育又は職業訓練に関する施設

二 小規模企業者である組合員の福利厚生に関する施設

(中小企業振興事業団の経営改善普及事業に対する協力等)

第十六条 中小企業振興事業団は、中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第五十六号)第二十条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる業務を行なうことができる。

一 商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会又は全国商工会連合会が行なう商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)第五十六条に規定する経営改善普及事業の実施又は当該経営改善普及事業に関する指導について必要な協力を行なうこと。

二 商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会又は全国商工会連合会が前号の経営改善普及事業の実施又は当該経営改善普及事業に関する指導のために必要な施設又は設備を設置する場合において、これらの者に対し、当該設置に要する資金の貸付けを行なうこと。

2 中小企業振興事業団法の適用については、前項第一号の協力は同法第二十条第一項第一号の業務と、前項第二号の貸付けは同条第一項第三号の業務とみなす。

(資金の融通の円滑化)

第十七条 商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、環境衛生金融公庫及び中小企業信用保険公庫は、小規模企業者に対する資金の融通に関しては特別の配慮をしなければならない。

(国の出資)

第十八条 国は、毎年度、国民金融公庫、前条の金融機関及び中小企業信用保険公庫が小規模企業者の企業の経営の改善発達を図るための資金の貸付け又は保険の業務を円滑に行なうことができるように、必要な金額の出資を行なうものとする。

(税制上の措置)

第十九条 国は、小規模企業の経営の改善発達を図るため、租税負担の適正化等について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(所得税法の一部改正)

第二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第三項第一号中「十五万円」を「二十四万円」に改める。

(法人税法の一部改正)

第三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項を次のように改める。

5 事業年度が一年に満たない法人に対する第二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「年三百万円」とあるのは「三百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、第三項中「年百万円」とあるのは「百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

第六十六条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本の金額若しくは出資金額が五百万円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年百万円以下の金額については、前二項の規定にかかわらず、百分の二十の税率による。

(経過措置)

第四条 前二条の規定による改正後の所得税法及び法人税法の規定は、個人の昭和四十六年分以後の所得税及び法人のこの法律の施行の日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和四十五年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十七第三項第一号中「十五万円」を「二十四万円」に改める。

(経過措置)

第六条 前条の規定による改正後の地方税法の規定は、昭和四十六年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十五年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第七条 中小企業庁設置法 (昭和二十三年法律第八十三号) の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の二の三を同項第四号の二の四とし、同項第四号の二の二の次に次の一号を加える。

四の二の三 小規模企業助成法 (昭和四十六年法律第 号) の施行に関すること。

理 由

中小企業基本法に基づき、小規模企業の経営の改善発達に資するため、小規模企業者に対し、無利子の貸付けの制度を設けること等によりその経営改善資金を確保し、商工会等の行なう経営改善普及事業に対する中小企業振興事業団の協力等によつて小規模企業者に対する適正な指導を促進すること等により小規模企業の助成を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十六年度において約九億三千八百万円の見込みである。なお、減税により歳入減となる金額は、同年度において約四百五十五億円の見込みである。